

最終処分場の放流水の水質分析結果（年1回）

目（単位）		調査地点 項		雄武町最終処分場 放流水	排水基準 <sup>1)</sup>
調査時の 記録事項	採取年月日			令和2年9月7日	
	採取時刻			11時18分	
	天候			曇	
	気温	(°C)		22.0°C	
	水温	(°C)		13.9°C	
測定 項目	排水 基準 項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/l)	0.5 未満	5 以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/l)	0.5 未満	30 以下
		フェノール類含有量	(mg/l)	0.1 未満	5 以下
		銅含有量	(mg/l)	0.01 未満	3 以下
		亜鉛含有量	(mg/l)	0.01 未満	2 以下
		溶解性鉄含有量	(mg/l)	0.3 未満	10 以下
		溶解性マンガン含有量	(mg/l)	0.1 未満	10 以下
		クロム含有量	(mg/l)	0.005 未満	2 以下
		大腸菌群数（平板法）	(個/cm <sup>3</sup> )	17	3,000 以下
		窒素含有量	(mg/l)	3.0	120 以下
		燐含有量	(mg/l)	0.09	16 以下
		カドミウム及びその化合物	(mg/l)	0.003 未満	0.03 以下
		シアン化合物	(mg/l)	0.1 未満	1 以下
		有機リン化合物	(mg/l)	0.1 未満	1 以下
		鉛及びその化合物	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
		六価クロム化合物	(mg/l)	0.005 未満	0.5 以下
		砒素及びその化合物	(mg/l)	0.01 未満	0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/l)	0.0005 未満	0.005 以下
		アルキル水銀化合物	(mg/l)	不検出	検出されないこと。
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/l)	0.0005 未満	0.003 以下
		トリクロロエチレン	(mg/l)	0.01 未満	0.1 以下
		テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01 未満	0.1 以下
		ジクロロメタン	(mg/l)	0.02 未満	0.2 以下
		四塩化炭素	(mg/l)	0.002 未満	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.004 未満	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.02 未満	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.04 未満	0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	0.03 未満	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.006 未満	0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.002 未満	0.02 以下
		チウラム	(mg/l)	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	(mg/l)	0.003 未満	0.03 以下		
チオベンカルブ	(mg/l)	0.02 未満	0.2 以下		
ベンゼン	(mg/l)	0.01 未満	0.1 以下		
セレン及びその化合物	(mg/l)	0.01 未満	0.1 以下		
ほう素及びその化合物	(mg/l)	0.04	10 以下		
ふっ素及びその化合物	(mg/l)	0.08 未満	8 以下		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/l)	2.7	100 以下		
1,4-ジオキサン	(mg/l)	0.05 未満	0.5 以下		
ダイオキシン類 <sup>2)</sup>	(pg-TEQ/l)	0.00035	10 以下		

1) 1) 排水基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)における「排水基準」を適用した。ただし、ダイオキシン類に適用した「排水基準」は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年1月14日 総理府・厚生省令第2号)のことである。

2) ダイオキシン類については、毒性等量は WHO-TEF(2006)に基づいて算出し、検出下限値以上の数値はそのまま、検出下限値未満の数値は0として算出した値である。